千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定 に関する協議について

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道 企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町 村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総 合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組 合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、 関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により 議会の議決を求める。

令和7年11月6日 提出

旭市長 米本 弥一郎

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

(14) 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に改め、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改め、第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。